

別記様式(第4条関係)

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	奈良県公安委員会 第64-0212号
	自動車運転代行業者の 名称又は記号	DAXI
	主たる営業所が所在する市町村	橿原市内
処 分 年 月 日		令和 5 年 8 月 17 日
処 分 内 容		指示
処 分 理 由		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第20条第1項に規定する帳簿備付け義務に違反したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項
処分を行った公安委員会		奈良県 公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する(例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。